

行政評価シート(事後評価)

コード (52) 6-2-8	事務事業名 地域包括支援センター・在宅介護支援センター事業	所管部課 福祉部高齢者支援課(旧保健福祉部高齢者支援課)
-------------------	----------------------------------	---------------------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	<p>おおむね65歳以上の高齢者を対象として、要介護状態にならないよう介護予防支援、地域での介護保険内外の総合相談、虐待の早期発見等の権利擁護対応を地域包括支援センター(市内8箇所)を中心に在宅介護支援センター(市内8箇所)と連携しながら実施し、高齢者の福祉の向上を図る。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領
	<p>事業内容・実施方法等 / 補助の概要: 補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乘せ補助額・市単独補助額)等</p> <p>市内を8地区に分け、1地区ごとに地域包括支援センター(職員3人)及び在宅介護支援センター(職員1人)を設置。包括と在宅が連携しながら、担当地区居住の高齢者を対象に、介護予防支援、介護保険内外の総合相談、高齢者虐待の早期発見等権利擁護対応、地域住民や関係機関とのネットワーク作りを行い、高齢者が地域でいきいきと生活できるよう支援する。センター運営に市内7の社会福祉法人、1の医療法人に委託し、事業を行う。地域包括支援センターは、平成18年度から介護保険法に基づき設置され、包括的支援事業として、地域支援事業交付金(国;基準額の40.5%、都;基準額の20.25%)が交付される。</p>	
事業開始時期	合併前から 年度	実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

項目	単位	16年度	17年度	18年度	19年度
事業費(A)		152,077	167,103	214,922	235,392
財源: 国庫支出金・都支出金	千円	34,723	34,662		
内: 地方債					
内: その他(地域支援事業交付金)				53,184	75,972
財源: 一般財源 18年度から一般・特会		117,354	132,441	161,738	159,420
所要人員(B)	人	0.5	0.5	0.7	0.9
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	4,164	4,093	5,713	7,345
臨時職員等賃金(C')	千円				1,348
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	156,241	171,196	220,635	244,085
単位当たりコスト (E)=(D) / (相談件数)	千円	2.6	3.2	3.0	#DIV/0!

活動等指標	単位	16年度	17年度	18年度	19年度
開所延べ日数	実績値 日	2,344	2,360	2,352	2,344
	実績値				
(指標の説明・数値変化の理由 など) 平成16、17年度は在宅介護支援センター8箇所の年間開所延べ日数、平成18、19年度は地域包括支援センター8箇所の年間開所延べ日数である。					
成果指標	単位	16年度	17年度	18年度	19年度
一次 相談件数	目標値 件				75,018
	実績値 件	60,607	53,751	73,189	
二次 解決件数	目標値 件				
	実績値 件				
(指標の説明・数値変化の理由 など) 平成16～18年度は、センターで受けた相談実績である。平成19年度は、高齢者人口推計から(1.025の増)推計したが、平成18年度からの包括的支援を行う中で、さらに多くなると想定される。解決件数は集計なし。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見(アンケート結果など)	包括支援センターの設置数が多いことは、評価されている。職員対応に感謝の言葉もあるが、職員が地域に出向くなかで、事務所が不在になるときがあるので、それに対する苦情もある。 また、平成18年度からの介護予防事業については期待されている。	
	都内26市のサービス水準との比較(平均値、本市の順位など)	<input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	センター(サブセンター等を含む。)の設置数は、26市平均5.3箇所であり、本市の設置数8箇所は、平均以上となっている。
	代替・類似サービスの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	民生委員;地域の相談について、説明し、関係機関につなぐ役割をもつが、福祉サービス手続代行、ケアプランの作成などの手続ができない。地域包括支援センターとの連絡体制はできている。

コード (52) 6-2-8	事務事業名 地域包括支援センター・在宅介護支援センター事業	所管部課 福祉部高齢者支援課(旧保健福祉部高齢者支援課)
-------------------	----------------------------------	---------------------------------

【一次評価】

検証項目	ランク		一次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等	
事業の優先度(緊急性)	2			<input type="checkbox"/> 拡充	<p>地域包括支援センターは、介護保険法の規定により設置すべきセンターであり、地域拠点(市内8箇所)において高齢者やその家族に対する介護保険内外の総合相談、要介護状態にならないよう特定高齢者の介護予防支援等(包括的支援事業)を行い、高齢者福祉の向上に資している必要なセンターである。</p> <p>法では、介護保険要支援1・2のプラン作成は地域包括センターのみ(居宅に委託できるが件数の制限あり)とされ、さらに包括的支援事業を行うには、人的に困難な状況にあり、どう体制を強化するかが課題となっている。</p> <p>また、在宅介護支援センターは、民間居宅事業所では対応できない困難ケースのケアプラン作成などを行っているが、地域包括支援センターとの連携してそのまま存続させるか、諸般の状況を見定め、位置づける必要がある。</p>
事業の必要性	2			<input checked="" type="checkbox"/> 継続実施	
事業主体の妥当性	3			<input type="checkbox"/> 改善・見直し	
直接のサービスの相手方	2			<input type="checkbox"/> 抜本的見直し	
事業内容等の適切さ	2			<input type="checkbox"/> 休止	
受益者負担の適切さ	3			<input type="checkbox"/> 廃止	
市民ニーズの把握	2				

【二次評価】

検証項目	ランク		二次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等	
事業の優先度(緊急性)	2			<input type="checkbox"/> 拡充	<p>包括的支援事業の体制強化、在宅介護支援センターの位置付け等を検討するにあたっては、委託の点を踏まえると、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターと市職員との関係を明確にする必要がある。</p>
事業の必要性	2			<input type="checkbox"/> 継続実施	
事業主体の妥当性	2			<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し	
直接のサービスの相手方	1			<input type="checkbox"/> 抜本的見直し	
事業内容等の適切さ	2			<input type="checkbox"/> 休止	
受益者負担の適切さ	3			<input type="checkbox"/> 廃止	
市民ニーズの把握	1				

【行革本部評価】

行革本部評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>今後、地域包括支援センターの窓口相談機能と市の福祉窓口との棲み分けを行い、実務執行上の効率化を図りたい。</p>